

## 入札制度が変わりました

- 暴力団員等\*や、役員に暴力団員等\*がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等\*から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が  
入札書ごとに 必要になります。

### 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

**注意!** 「陳述」欄の「 自己の計算において…ありません」ののチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など(なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。)にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

### 住民票

(個人の場合)

### 資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

### 宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

## 期間入札の公告

令和 8年 4月21日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 本間 芙美子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

## 記

入札期間	令和 8年 5月 6日から 令和 8年 5月13日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月20日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 3日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月25日 午前 9時10分から 令和 8年 5月29日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月21日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



## 物 件 目 録

1 所 在 桶川市大字川田谷字北原  
地 番 6876番2  
地 目 宅地  
地 積 491.34平方メートル

共有者 A 持分3分の1  
共有者 B 持分3分の1  
共有者 C 持分3分の1

2 所 在 桶川市大字川田谷字北原 6876番地2

家屋 番号 6876番2

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 93.98平方メートル  
2階 51.13平方メートル

所有者 C



## 物件明細書

令和 8年 3月13日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 本間 芙美子

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号1】

本件土地の一部につき、売却対象外の建物(未登記、倉庫、木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、約64.67平方メートル)のために法定地上権が成立する。

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者Cが占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地(地番6873番4、地番6876番1)との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 桶川市大字川田谷字北原  
地 番 6876番2  
地 目 宅地  
地 積 491.34平方メートル

共有者 A 持分3分の1  
共有者 B 持分3分の1  
共有者 C 持分3分の1

2 所 在 桶川市大字川田谷字北原 6876番地2

家屋 番号 6876番2

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 93.98平方メートル  
2階 51.13平方メートル

所有者 C



令和6年(ケ)第360号  
令和7年11月20日受理  
令和8年 1月29日提出

# 現況調査報告書

さいたま地方裁判所

執行官 田 尻 伸 行

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 桶川市大字川田谷字北原  
地 番 6876番2  
地 目 宅地  
地 積 491.34平方メートル

共有者 A 持分3分の1  
共有者 B 持分3分の1  
共有者 C 持分3分の1

2 所 在 桶川市大字川田谷字北原 6876番地2

家屋 番号 6876番2

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 93.98平方メートル  
2階 51.13平方メートル

所有者 C





(目的外建物用〈単独〉)

目的外建物の概況 (物件1関係)	
所在地	桶川市大字川田谷字北原6876番地1、同所6876番地2
家屋番号	<input checked="" type="checkbox"/> ない(未登記) <input type="checkbox"/>
種類	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input checked="" type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積(概略)	約64.67㎡(内、物件1上に約3.10㎡)
所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 土地共有者ら <input type="checkbox"/> その他の者( ) <input type="checkbox"/> 不明
建築時期	<input type="checkbox"/> 年 月 日ころ <input checked="" type="checkbox"/> 不明
建築者	<input type="checkbox"/> 現所有者 <input type="checkbox"/> その他の者( ) <input checked="" type="checkbox"/> 不明
その他の事項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「

その他の事項

■ (物件1関係)

- 1 物件1の東側に隣接する6876番3の土地は、桶川市の所有であり、現況は公衆用道路である。
- 2 土地建物位置関係図中のA点付近で界標が見当たらず、物件1の北側に隣接する6873番4と西側に隣接する6876番1の土地との境界がやや不明確である。なお、両土地とも物件1と所有者は同一である(登記簿上はA、B及びCの被相続人である亡Dの所有名義)。
- 3 物件1と上記の6876番1の土地に跨がって目的外建物(写真㉗、㉘)が建っており、同建物の東側部分が物件1側に約0.85メートル越境している。
- 4 物件1の北側部分に井戸・ポンプ小屋あり(写真㉙)。土地に対する定着性が無く、建物とは認められない。

(物件2関係)

- 1 壁、ドア、照明スイッチに多数の損傷箇所あり(各写真参照のこと)。
- 2 2階西側洋室の天井に亀裂あり(写真㉚)。
- 3 写真㉛の窓にガラスが無い。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (債務者兼所有者)	<p>本件建物には、私と家族が住んでいます。</p> <p>本件土地の共有者であるAとBは、私の姉です。私が所有する建物が建っていることについて、A、Bと私との間で地代のやりとりはありません。</p> <p>隣の納屋（目的外建物）は、母のDが農機具等を入れて使用していました。建てたのは父かもしれませんがよく分かりません。建物が建っている土地と同じくDが相続していた物だと思います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 占有関係については、関係人の陳述及び物件の現況から、本報告書記載のとおり認めた。

以上

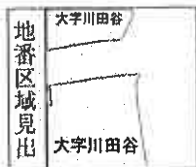
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年12月4日(木) 11:50-12:05	物件所在地	臨場・外観撮影等・不在連絡文書投函
令和7年12月26日(金) 14:50-15:50	物件所在地	臨場・屋内等調査・Cと面談(評価人同行)
令和8年1月21日(水) 13:20-13:35	さいたま地方法務局 熊谷支局	件外土地の登記事項証明書取得等
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	楠川市大字川田谷字北原			地番	6876番2		
出縮	力尺	1/600	精度区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。  
(さいたま地方裁判所上尾出張所管轄)

**A3判をA4判に縮小**

令和6年11月20日  
福岡法務局

地図整理番号：M65658  
(1/1)

登記官

( 8 枚目)

登記年月日：平成1年11月7日

3151424

H. 1-11.7

地積測量図

地番 6876-2, -3

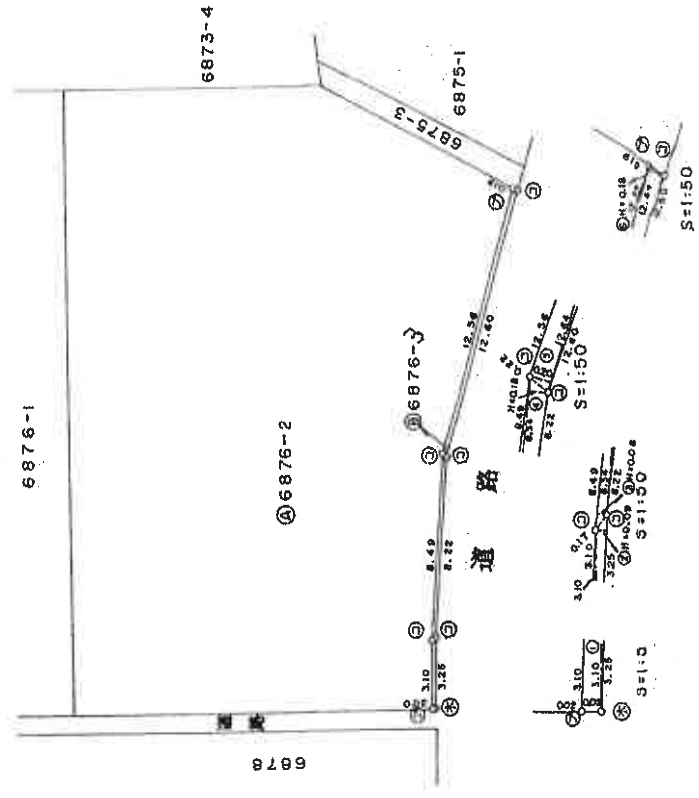
土地の所在 福川市大字川田谷字北原



求積表  
 (B) 6876-3  
 (1) 3.10 × 0.02 = 0.0620  
 (2) 3.25 × 0.09 = 0.2925  
 (3) 8.49 × 0.08 = 0.6792  
 (4) 8.34 × 0.18 = 1.5012  
 (5) 1.264 × 0.20 = 2.5280  
 (6) 1.264 × 0.18 = 2.2752  
 計 = 7.3381  
 1/2 = 3.66905

分筆前  
 6876-2 49.500㎡登記簿より  
 49.500 - 3.666 = 49.134

分筆後  
 (A) 6876-2 49.134㎡  
 (B) 6876-3 3.666㎡



凡記号	境界線の種類	記号	境界線の種別
①	プラスチック板	◎	金属板
②	コンクリート板	⊙	水

製作者

測量士

(昭和62年3月31日作製)

嘱託者

所有者

1/250

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (さいたま地方事務所上尾出張所管轄)  
 令和6年11月20日 福岡法務局

登記官

登記年月日：平成7年8月21日

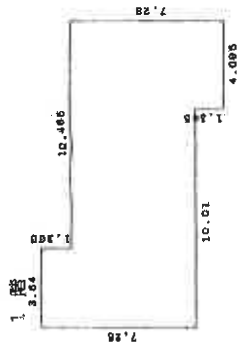
4143108

階平面図

建物平面図

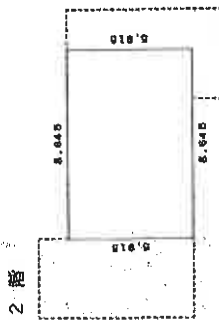
家屋番号 6876-2

建物の所在 桶川市大字川田谷字北原6876番地2



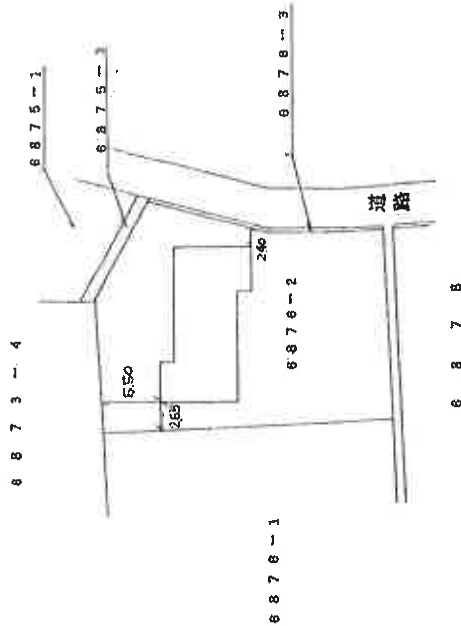
求積表

3.04 x 7.28 =	22.1312
3.04 x 10.01 =	30.4404
4.095 x 7.28 =	29.8116
合計床面積	93.8696



求積表

8.645 x 8.645 =	74.7380
8.645 x 5.815 =	50.0709
合計床面積	124.8089



6876



製作者 土橋賢士

縮尺 1/250

申請人

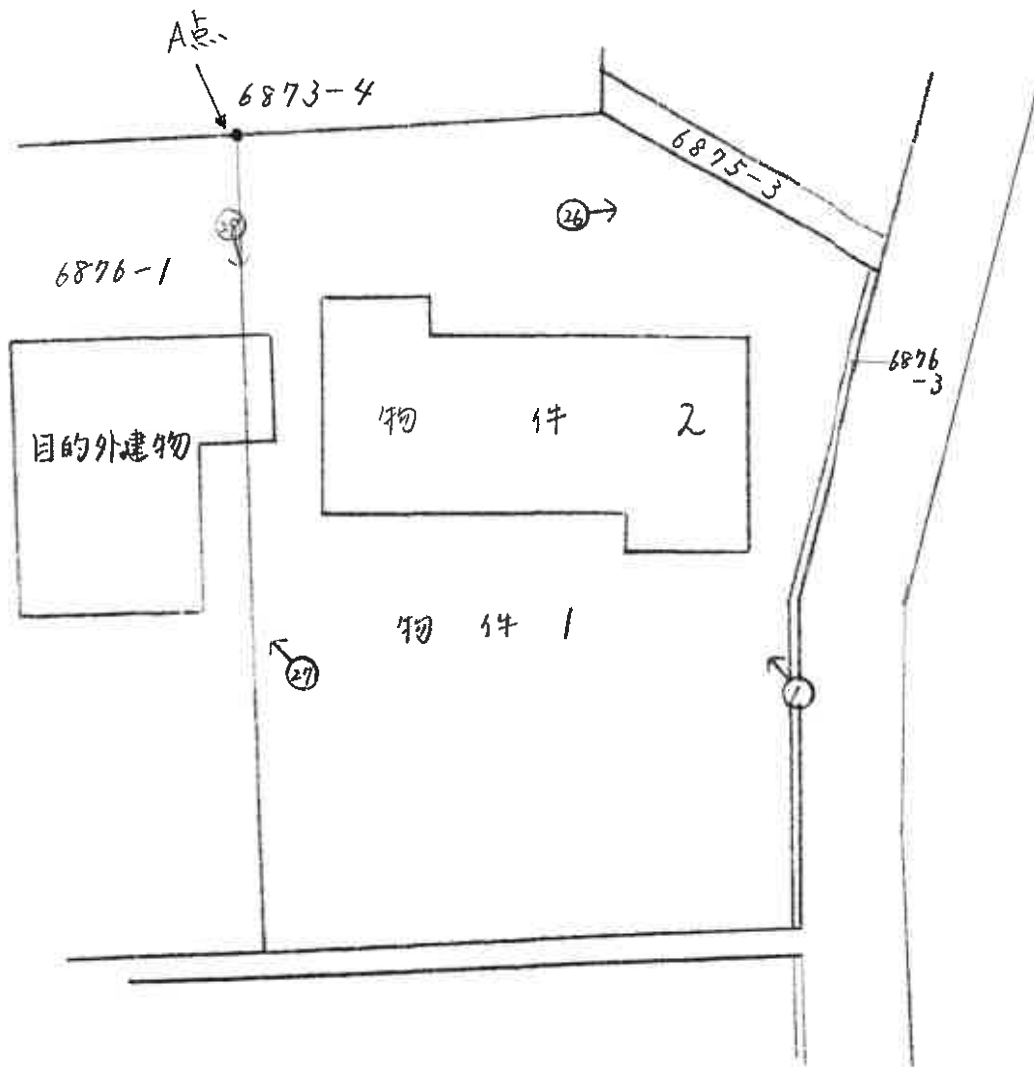
縮尺 1/500

A3判をA4判に縮小

(埼玉土地家屋調査士会)

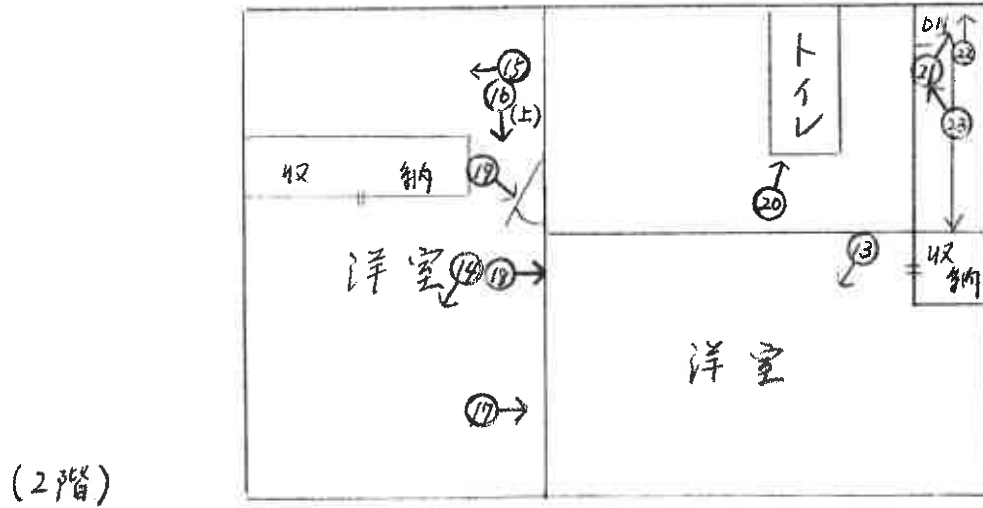
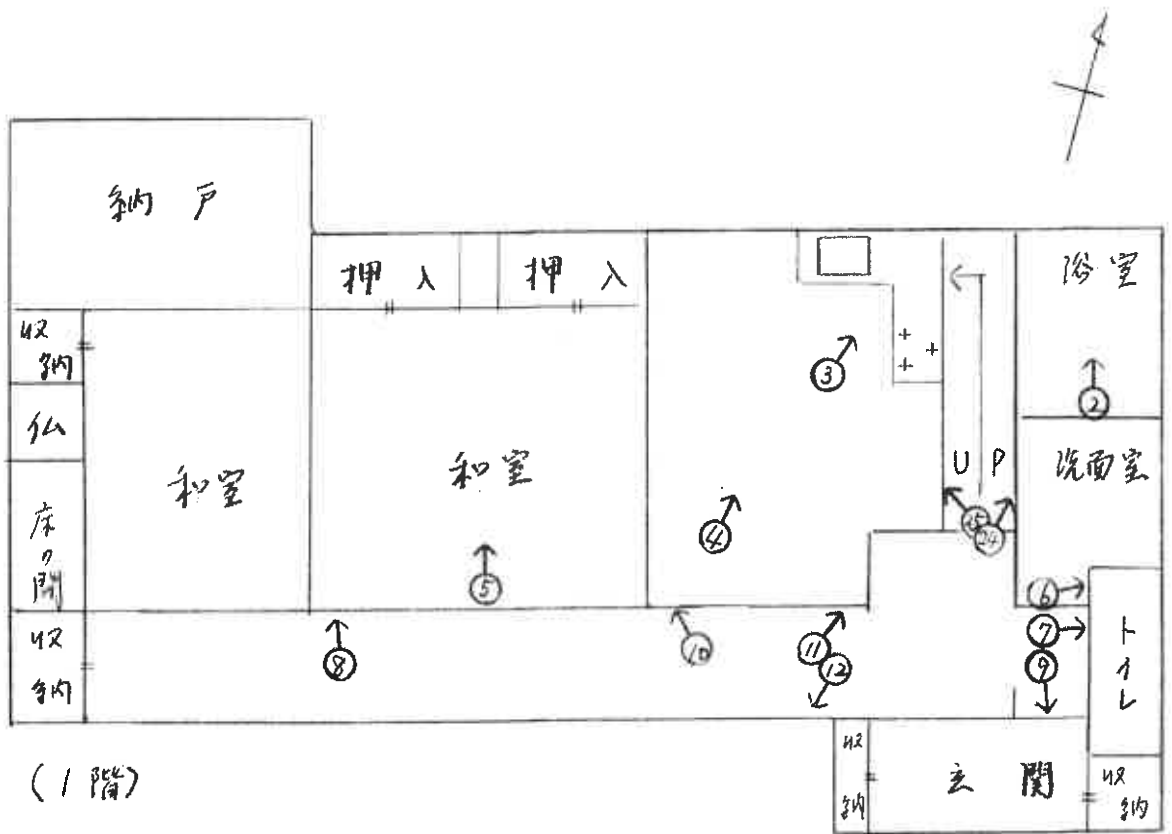
地図整理番号：M05660

# 土地建物位置関係図



♂ 写真撮影位置

# 建物見取図





1



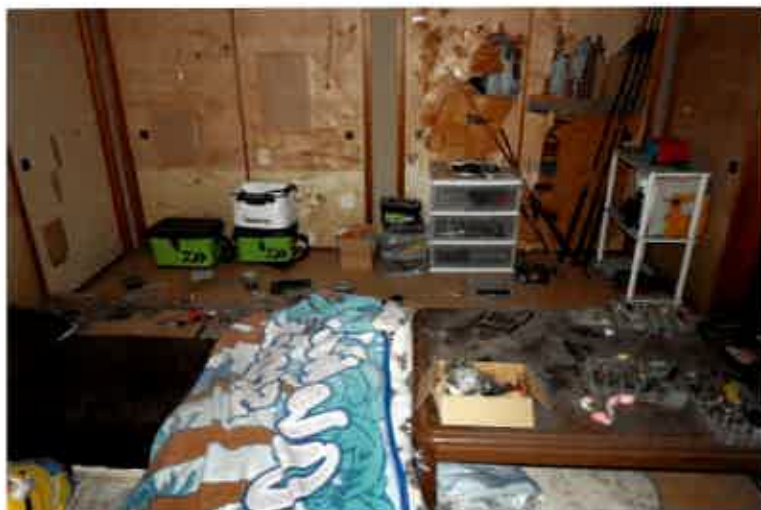
2



3



4



5



6

( 14 枚目 )



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18

( 18 枚目)



19



20



21



22



23



24

( 20 枚目 )



25



26



27



28

令和6年 (ケ) 第360号  
令和7年 12月 26日 現地調査  
令和8年 2月 17日 評価

さいたま地方裁判所

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士  
石 井 依 子

物 件 目 録

- 1 所 在 桶川市大字川田谷字北原  
地 番 6876番2  
地 目 宅地  
地 積 491.34平方メートル  
共有者 A 持分3分の1  
共有者 B 持分3分の1  
共有者 C 持分3分の1
- 2 所 在 桶川市大字川田谷字北原 6876番地2  
家屋 番号 6876番2  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 93.98平方メートル  
2階 51.13平方メートル  
所有者 C



## 第1 評価額

一括価格	
金3,770,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金3,000,000円
物件2 (建物)	金770,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2、及び、物件1の土地上にある未登記件外建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 在 地 地 番 地 地 目 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 家 在 家 屋 番 種 類 号 構 造 積 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
1	<p>物件1土地の西端には、件外の西側隣接地（地番6876番1）とに跨がって、下記の件外建物が存する。</p> <p><b>【件外建物1】</b>            登記有無：なし            種 類：倉庫            構 造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建            床 面 積：約64.67㎡（内、物件1土地上に約3.10㎡）</p> <p>西側隣接地（地番6876番1）の登記上の所有者は、土地共有者A・B・Cの母親である被相続人Dである。Cの陳述によれば、「件外建物1は、西側隣接地と同様に、Dが相続していたものと思われる」とのことである。</p>		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

## 第4 目的物件の位置・環境等

### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R高崎線「北本」駅の南西方約3,900m(直線距離)に位置する。	
付近の状況	桶川市郊外の農家住宅、倉庫、農地等が見られる農家集落内地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 — 60% 200% なし 特になし
画地条件	地積 形状 地勢 その他	491.34㎡ ほぼ整形 概ね平坦 特になし
接面道路の状況	東約4m舗装市道（建築基準法上の道路）に等高接面 南約0.9m未舗装市道（建築基準法外）にほぼ等高接面	
土地の利用状況等	(物件2)建物の敷地	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：なし ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特記事項	<p>① 本件土地に開発許可の履歴はないが、平成6年12月に専用住宅のための既存宅地の確認を、平成7年1月に物件2建物について建築確認を受けており、物件2建物と同一用途であれば、第三者であっても、適合証明により建替えが認められる可能性を有する。詳細は桶川市役所に確認のこと。</p> <p>② 本件土地の西側隣接地（地番6876番1）及び北側隣接地(地番6873番4)は、本件土地の共有者A・B・Cの母親である被相続人Dが登記上の所有者であり、本件土地との境界は判然としない。Cの陳述によるとDのものと思われる、老朽化した未登記の件外建物1（木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、倉庫）が、当該西側隣接地と本件土地の西端に跨がって存する。</p> <p>③ 本件土地の北端部に井戸がある。</p>	

## 2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存等 耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成7年7月27日新築 経過年数：約30年 経済的残存耐用年数：—
仕 様	構造：木造 屋根：瓦葺 外壁：モルタル、その他 内壁：クロス貼り、京壁、その他 天井：クロス貼り、天井板、その他 床：フローリング、畳、その他 設備：電気、給排水等 その他：特になし ※アスベストの存否は不明
床面積（現況）	1階 93.98 m <sup>2</sup> 2階 51.13 m <sup>2</sup> 延 145.11 m <sup>2</sup>
現況用途等	住居
品 等	使用資材：普通 施工：普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	建物所有者が住居として使用している。
特記事項	① 照明スイッチの多くが破損している。壁には穴が複数見されたほか、クロスが剥がれていたりスプレー等による汚損が見られた。 ② 建具ドアに穴や、襖の破損・汚れが見られたほか、2階廊下の窓ガラスが割れていた。 ③ 2階天井の一部に亀裂が見られた。

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	15,900	0.97	491.34	0.70	5,300,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

#### ア 標準画地価格（公示地価格等からの規準）

公示地 北本-13

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示地価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 16,600\text{円}/\text{㎡} & \times & 99.4/100 & \times & 100/100.0 & \times & 100/104 & \approx & 15,900\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地等は概ね標準的である。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は対象地域に比し、街路条件（幅員）、交通接近条件（駅距離）に優る。

イ 個別格差：西側及び北側隣接地との境界が判然とせず、測量を要すること等を考慮した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

#### ② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	160,000	145.11	0.03	700,000

ウ 現価率：建物の現況及び市場性等を考慮して査定した。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア ※	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	5,300,000 × 99%	0.10 場所的利益	520,000
件外建物1の敷地	5,300,000 × 1%	0.40 法定地上権	20,000
(計)			540,000

※ 物件1土地の西端には、件外建物1の一部（床面積約3.10㎡）が存し、当該部分に係る敷地の範囲（床面積約3.10㎡÷指定建蔽率60%≒約5.16㎡、物件1土地491.34㎡の約1%）については、法定地上権が成立するものと考えられる。当該件外建物1の敷地の範囲を除いた部分（100%-1%=99%）が、法定地上権が成立しない、物件2建物に係る敷地の範囲と判定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	共有持分 割合 ウ	占有減価 修正 エ	市場性 修正 オ	競売市場 修正 カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	5,300,000	-540,000	3/3	/	0.9	0.7	3,000,000
2	700,000	+520,000	1/1	1.0	0.9	0.7	770,000
一括価格 (合計)							3,770,000

エ 占有減価修正：なし

オ 市場性修正：物件1土地の西端に件外建物が存することを考慮した。

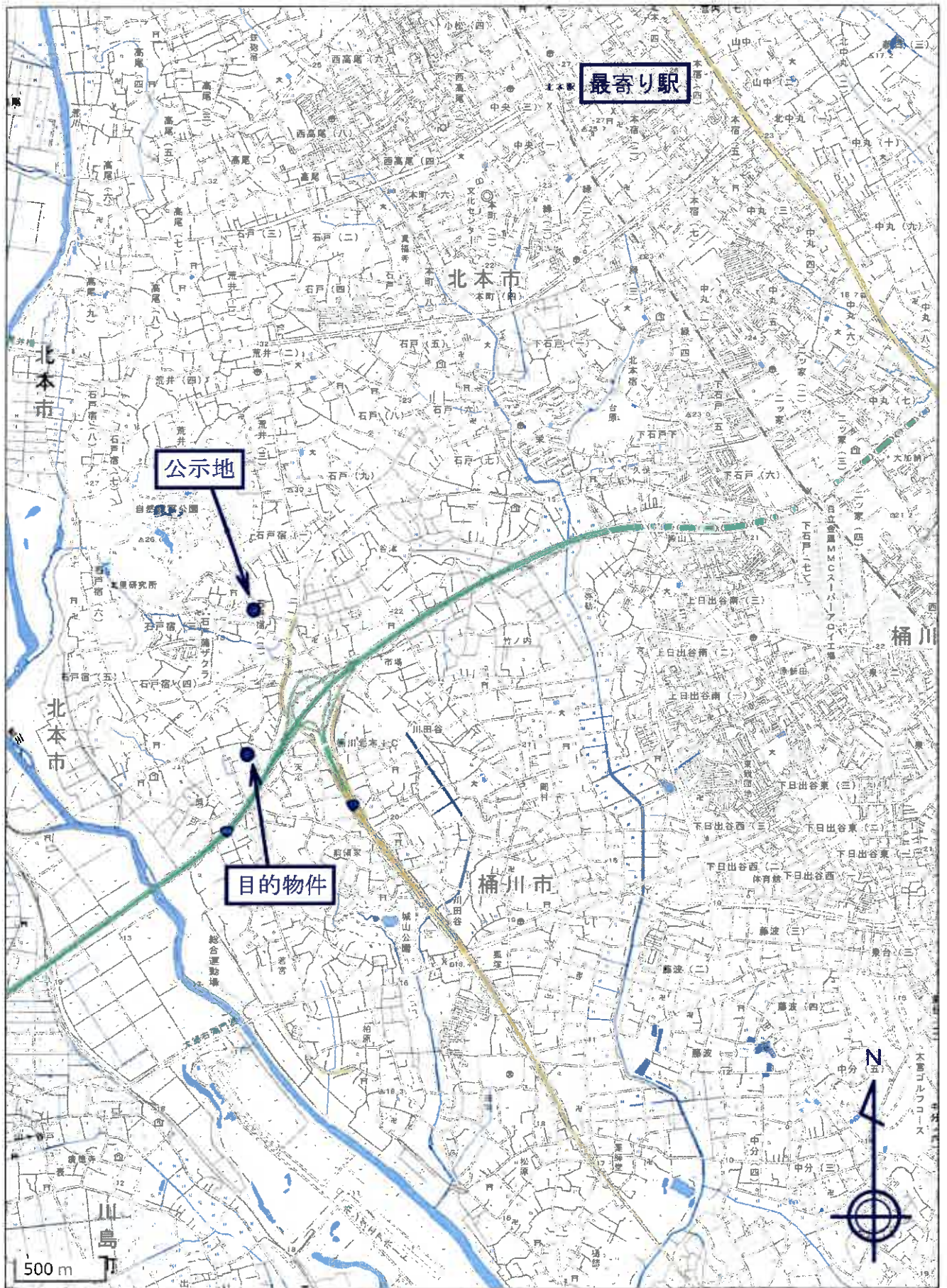
カ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

地価公示価格 ( 北本-13 )  
所 在 : 北本市石戸宿2丁目44番外  
価 格 : 16,600円/㎡  
位 置 : JR高崎線「北本」駅約3,600m(道路距離)  
価 格 時 点 : 令和7年1月1日  
地 積 : 880㎡  
供給処理施設 : 水道  
接 面 道 路 : 南5.0m市道  
用途指定等 : 市街化調整区域(建蔽率60%、容積率200%)  
地 域 の 概 要 : 一般住宅も介在する農家住宅地域

## 第7 附属資料

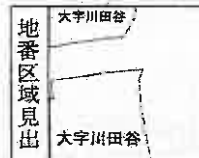
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写



位置図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



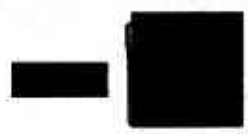
請求部分	所在	桶川市大字川田谷字北原		地番	6876番2		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	
作成年月日				備付年月日(原図)	補記事項	種類	旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。  
(さいたま地方法務局上尾出張所管轄)

令和6年11月20日  
福岡法務局

地図整理番号：M65658  
(1/1)

登記官



A3版をA4版に縮小

公図写

登記年月日：平成11年11月7日

3151424

H. 1. 1. 1. 7

地積測量図

地番 6876-2-1-3

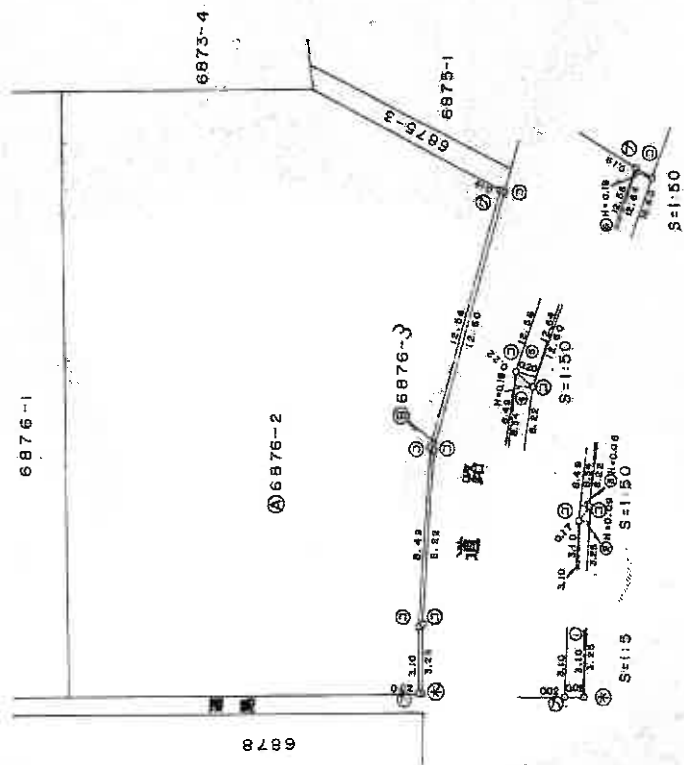
土地の所在 福川市大字川田谷字北原



求積表  
 (B) 6876-3  
 (1) 3.10 X 0.02 = 0.0620  
 (2) 3.25 X 0.09 = 0.2925  
 (3) 8.49 X 0.08 = 0.6792  
 (4) 8.34 X 0.18 = 1.5012  
 (5) 1.264 X 0.20 = 0.2528  
 (6) 1.264 X 0.18 = 0.22752  
 計 = 7.3381  
 1/2 = 3.66905

分筆前  
 6876-2 49.500㎡登記簿より  
 49.500 - 3.66 = 49.134

分筆後  
 (A) 6876-2 49.134㎡  
 (B) 6876-3 3.66㎡



凡例	①	境界線の補正	②	境界線の補正
	③	境界線の補正	④	境界線の補正
	⑤	境界線の補正	⑥	境界線の補正

作製者

福川市測量所 (昭和62年3月31日作製)

嘱託者

1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (さいたま市地方法務局土地測量所蔵)

令和6年11月20日 福川市地方法務局

登記簿

A3版をA4版に縮小

地図整理番号：165559

